

平成23年 第3回定例会

政策総務常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』に関する意見」への回答
（総務部関係）について 1
- 2 「みえ県民力ビジョン及び行動計画（仮称）《最終案》」（総務部関係）について . . . 2
- 3 三重県行財政改革取組（中間案）について 別冊
- 4 『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答（総務部関係）について . . . 7
- 5 市場公募債の発行実績について 8
- 6 県有施設建設予定地選定チェックリストについて 別冊
- 7 身体障がい者採用選考における点字試験等の実施について 9
- 8 審議会等の審議状況について 11

（別冊1）三重県行財政改革取組（中間案） ※平成23年11月22日全員協議会提出資料

（別冊2）三重県行財政改革取組ロードマップ（工程表）（中間案） ※同上

（別冊3）平成24年度の組織見直しについて ※同上

（別冊4）県有施設建設予定地選定チェックリスト

平成23年12月13日

総 務 部

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(中間案)』に関する意見」への回答(総務部関係)

政策総務常任委員会

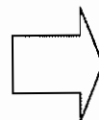
施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2	県行政の自立的な運営	総務部	「めざす姿」に知事の言われるキーワード、さらに、それを実現するために行政運営の在り方を変えていくことを書き込むなど、従来型から脱したものにしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「めざす姿」に「現場において」、「日本一、幸福が実感できる三重」というキーワードを追加するとともに、「変革の視点」として「社会に起きている大きなパラダイム転換を十分に認識し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることのできる「人づくりの改革」や、時代の変化に対応し県民の皆さんに成果を届けることができる「仕組みの改革」など、行財政運営の改革に取り組みます。」という記述を追加しました。
			県民指標の「行財政改革取組の達成状況」については、わかりやすい形づくり、一步一步進めていただきたい。	最終案では、県民指標を「行財政改革取組の達成割合」に変更し、具体的取組を達成した項目が全項目に占める割合を目標とすることで、全体としての進行管理を行っていきたい。
			職員の健康度が低下していく要因を分析し、職員が健やかにしっかりと働ける環境づくりに努めていただきたい。	職員の健康度は、平均年齢の上昇等により低下していると考えていますが、定期健康診断を年度早期に実施し、その後の健康指示区分の決定を迅速に行い、所属長に対して就労上の配慮を促すなど、今後も労働安全衛生の視点から職員の心と体の健康づくりに取り組んでいきます。
			職員が現場での課題や問題解決の方策などを聴くなど、現場を重視した人材育成の方向性を検討していただきたい。	県政の様々な課題は、県民の皆さんの暮らしの現場に存在することから、県民との「協創」の取組を進めることができる人材を育成するにあたって、「現場重視」の考え方は、欠くことのできない重要な要素であると考えています。そのため、「現場において「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進める」とし、「現場」を重視した取組が進められるよう、取り組んでいきます。
			協創のスキルの定義を現在の内容で限定せずに、さらに熟考していただきたい。	「協創」のスキルについて、限定的に記載することはせず、人材育成の方向性を検討する中で、必要とするスキルについて、具体的に検討を進めていきます。
3	県財政の的確な運営	総務部	指標としている県債残高について、行財政改革取組(素案)でも県債残高を4年以内に減少に転じるとしている。方向性は理解できるが、今の広域自治体の状況を考えると果たして本当にできるのか疑問である。	県債残高の増加は、後年度に元利償還金の負担が嵩み、財政運営の硬直化を招いてしまう恐れもあることから、持続可能な財政運営を行い、将来世代に負担を先送りしないよう、県債発行と事業執行のバランスに十分配慮しながら、徹底した歳出の見直しや歳入確保に取り組み、予算編成において可能な限り県債発行の抑制を図っていきたい。

2 「みえ県民カビジョン及び行動計画(仮称)《最終案》」(総務部関係)について

政策体系一覧表(中間案との比較)※行政運営のみ抜粋

みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)《中間案》

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進	政策部
	2 県行政の自立的な運営	総務部
	3 県財政の的確な運営	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 土地の計画的な利用の促進	政策部
	6 分権型社会の実現	政策部
	7 県情報の発信と共有の推進	政策部
	8 ITの利活用	政策部
	9 公共事業推進の支援	県土整備部



みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)《最終案》

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進	政策部
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 市町との連携の強化	政策部
	6 広聴広報の充実	政策部
	7 IT利活用の推進	政策部
	8 公共事業推進の支援	県土整備部

行政運営 2

行財政改革の推進による県行政の自立運営

主担当部局：総務部

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任でつくっていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場において、自ら課題を発見し、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

現状と課題

- 県政を取り巻く社会経済環境の変化や厳しい行財政状況に的確に対応するためには、これまでの取組に満足することなく、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 社会情勢の変化や職員アンケートの結果等もふまえ、引き続き職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、リスクへの具体的な対策を講じておくため、所属での対話を一層促進する必要があります。
- 職員の健康度が徐々に低下してきているため、引き続き心と体の健康づくりの取組が必要です。

変革の視点

社会に起きている大きなパラダイム転換を十分に認識し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることのできる「人づくりの改革」や、時代の変化に対応し県民の皆さんに成果を届けることのできる「仕組みの改革」など、行財政運営の改革に取り組みます。

取組方向

- 職員の意欲、責任感や専門性、マネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と現場において「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県の政策を推進するにあたり、評価の結果をふまえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル（戦略策定・戦略展開・評価）をPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に見直すなど、新たな仕組みを構築します。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、危機発生時の未然防止に努めるとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応を行います。
- 職場の安全の確保と心と体の健康増進を図るため、職場での安全衛生管理やメンタルヘルス対策に取り組めます。

平成27年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	100%	「三重県行財政改革取組」において、目標を達成した具体的取組項目が全項目に占める割合

主な取組内容（基本事業）

40201 自立的な県行政の運営（主担当：総務部経営総務室）

効果的・効率的な県政運営をめざして、県の政策を推進するための新たな仕組みや組織体制・組織運営の構築、外郭団体等の見直しなど、行財政運営の改革に取り組みます。

40202 人材育成の推進（主担当：総務部人材政策室）

環境の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員の心と体の健康保持・増進に努めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
事務改善取組の実践 （率先実行大賞への応募）	54.7% (22年度)	70%	「率先実行大賞」に応募した所属の割合
人材育成に関する達成度	78.1% (22年度)	80%	職員の意欲とやりがい、能力の向上等の人材育成に関する項目についてのアンケート結果を数値に換算したもの

行政運営 3

行財政改革の推進による県財政の的確な運営

主担当部局：総務部

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

現状と課題

- 雇用経済情勢の先行きの不透明さが増す中、東日本大震災の影響などにより県税収入に多くを期待することが困難な状況である一方、社会保障関係経費や公債費の増加などにより県の財政状況はますます厳しくなっています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- 個人県民税は、国税からの税源移譲により税収額が増えるとともに、滞納額も増加し県税の収入未済額の約8割を占めるようになりました。個人県民税の収入確保は今後も大きな課題であることから、引き続き市町と連携して滞納整理を進めていくとともに、事業者に対して個人住民税の特別徴収を働きかけるなどの取組を実施していくことにより、収入未済対策を進める必要があります。
- 県庁舎の耐震化については、本館棟が平成23(2011)年度内に完了することから、次に附属棟の耐震補強を完了させる必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却を促進する必要があります。

変革の視点

県民の皆さんが成果を実感できる予算編成をめざして、県民の皆さんに直接サービスを提供する事業を構築する際には、事業の成果が県民の皆さんに届いているのかという視点を明確にするため、具体的でわかりやすい成果目標を設定し、その測定手法を検討します。

取組方向

- 財政運営にあたっては、事務事業の見直しや事業の「選択と集中」を一層推進し、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるとともに、国の政策の動向等にも留意しつつ、財政の健全化を進め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造の構築をめざします。また、財政状況や決算等の財政情報を県民の皆さんに提供します。
- 徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図り、県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また、市町等と連携し、収入未済額の大半を占める個人県民税の税収確保に努めます。
- 庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化工事を計画的に実施するとともに、新たな県有財産利活用計画に基づき、未利用資産の売却をはじめ、県有財産の計画的、効果的な利活用を進めます。

平成27年度末での到達目標

平成19年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,142 億円	(検討中)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

主な取組内容（基本事業）

- 6
- 40301 持続可能な財政運営の推進（主担当：総務部予算調整室）
 一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざします。
- 40302 公平・公正な税の執行と税収の確保（主担当：総務部税務政策室）
 納税者および特別徴収義務者が、税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税することをめざします。
- 40303 最適な資産管理と職場環境づくり（主担当：総務部管財室）
 庁舎を利用する全ての人々が、安全・安心な環境で庁舎が利用できることをめざします。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,142 億円	(検討中)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
県税の徴収率	96.5% (22 年度)	96.9% (26 年度)	県税の収入額を調定税額で除した率
庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化率	88.9%	100%	本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の建築物（非木造で延べ床面積200 平方メートルを超えるもの）のうち、耐震基準に適合した建築物の割合

4 「三重県版事業仕分け」に関する意見(総務部関係)

政策総務常任委員会

事業名	担当部局名	仕分け結果	委員会意見	回答
土地開発基金積立金	総務部	不要	仕分けの方向性は理解できるが、現状では必要な公共用地の先行取得もあるため、事業規模に応じて縮小していただきたい。	将来的に先行取得の必要な場合には一般会計で対応できるようにするとともに、土地開発公社との契約終了後、廃止します。

5 市場公募債の発行実績について

1 概要

市場公募債（個別債）については、11月9日に発行条件を決定し、投資家に対する募集を開始したところ、18日までの募集期間中、順調に販売することができました。

同月30日に、総額100億円を発行いたしました。

2 発行条件

11月9日に決定した発行条件のうち主なものは、次のとおりです。

- ・表面利率 1.021%
- ・発行価格 額面100円につき金100円
- ・償還期限 10年
- ・償還方法 満期一括償還

3 発行実績

発行総額100億円のうち、個人投資家への販売額は約28億円となり、その資金の一部を新県立博物館整備に充当いたします。

(単位：億円)

区 分	販売額	(参考) 昨年度販売額
個 人	28	26
法 人	72	74
合計	100	100

7 身体障がい者採用選考における点字試験等の実施について

1 要旨

平成24年度から、身体障がい者を対象とした三重県職員採用選考において、点字試験等を実施することで、全盲または強度弱視の視覚障がいを持つ方でも採用試験を受験できるようにします。

2 内容

- (1) 三重県職員採用試験では、これまでA試験・C試験・身体障がい者選考のいずれにおいても活字印刷文のみによる出題となっており、全盲または強度弱視の視覚障がいを持つ方は受験することができませんでした。
- (2) このため職員採用について、全盲または強度弱視の視覚障がいを持つ方にも門戸を広げる必要があることから、かねてより検討を進めていました。関係団体などから要望をいただいていたこと、他県視察によって全盲や強度弱視を持つ職員の勤務状況が確認できたことなどを踏まえ、実施を決定しました。
- (3) 平成24年度に実施予定の身体障がい者選考において、点字試験などを実施することで、全盲または強度弱視の視覚障がいを持つ方でも採用試験を受験することができるようになります。
- (4) 現在、点字による出題と、拡大読書器の利用を認めるという方法を検討していますが、こういった受験方法を可能とするかは、今後、人事委員会と協議して決定していきます。

【参考】

I 全国状況

点字による採用試験の実施状況（H23.8.17 新聞記事などから集計）

試験の種類	実施 都道府県数	
競争試験（上級）	16	競争試験：16 都道府県
競争試験（初級・中級）	10	
視覚障がい者に限定した採用選考	2	障がい者選考：24 道府県
身体障がい者対象の採用選考	24	

26 都道府県が、いずれかの試験で点字試験を実施。

II 本県における身体障がい者選考の実績

実施 年度	採用 予定数	申込者数 (うち女性)	受験者数 (うち女性)	受験率 %	合格者数 (うち女性)	競争率 倍
H23	約 3	32 (12)	29 (11)	90.6	3 (0)	9.7
H22	約 3	21 (4)	16 (3)	76.2	3 (0)	5.3
H21	約 4	21 (8)	17 (5)	81.0	4 (2)	4.3

III 現在の受験資格

次のすべての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な人（勤務時間は、原則として週 38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分です。）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの人
- (3) 昭和 52 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた人
- (4) 県内に居住している人（ただし、通学等のため一時県外に居住している人は受験可能）
- (5) 活字印刷文による出題に対応できる人
- (6) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない人

※日本の国籍を有しない人も受験できます。

8 審議会等の審議状況について

(平成23年9月14日～平成23年11月21日)

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会		
2 開催年月日	平成23年9月22日	平成23年10月17日	平成23年11月14日
3 委員	会長 遠島 敏行 ほか4名	会長 遠島 敏行 ほか4名	会長 遠島 敏行 ほか5名
4 諮問事項	移行認定申請に係る諮問 (答申2件) ・公益財団法人 岡三加藤文化振興財団 ・公益財団法人 三重医学研究振興会	移行認定申請に係る諮問 (答申2件) ・公益社団法人 松阪青年会議所 ・公益社団法人 久居一志地区医師会	移行認可申請に係る諮問 (答申4件) ・一般財団法人 食品分析開発センター-SUNATEC ・一般財団法人 三重県社会保険協会 ・一般社団法人 三重県産業廃棄物協会 ・一般社団法人 三重電業協会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考			